

個人データの共同利用について

法学部・法学研究科は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号に基づき、以下の団体との間で、個人データの共同利用を行います。

共同利用先においても、当該個人データの紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の不正な取扱いがなされないように、個人データ取扱い確認書などに基づき、適切かつ厳正な管理を行います。

また、本人からの所定の手続きにより、以下の団体での自己に関する個人データの利用停止の請求があった場合は、当該個人データの利用を停止します。

1. 個人データの共同利用先

同志社大学政法会（法学部卒業生・法学研究科修了生の会）

① 利用目的

法学部卒業生、法学研究科修了生相互の親睦を深めるとともに、政法会の円滑な運営及び各種通知・連絡のため

② 共同利用される個人データの項目

2018年3月に法学部を卒業または法学研究科を修了する学生本人の氏名、学科名または専攻名、各種通知や連絡の送付先としての父母住所（郵便番号を含む）

③ 共同利用の手段又は方法

電子データによる提供

2. 共同利用を停止するための請求手続き

上記団体での自己に関する個人データの利用停止の請求をする場合の手続きは、以下のとおりです。

① 提出書類

- ・自己に関する個人情報（利用停止）請求書
- ・本人確認のための書類（学生証、運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証等）

② 提出先

今出川キャンパス教務センター（法学部・法学研究科）[良心館]、または法学部・法学研究科事務室[光塩館]で、請求者となる学生本人が直接、手続きを行ってください。

* 「個人情報の保護に関する法律」

（第三者提供の制限）

第二十三条

（第1～4項 省略）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

（第6項 省略）

以上